

青森県報

第四百四十五号

令和四年
四月八日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(財産管理課) ……二
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更……………(同) ……五

出先機関

- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……六

教育委員会

- 文化財調査用X線透過撮影装置売買契約に係る一般競争入札……………(埋蔵文化財) ……六
- ……………(センター) ……六

正 誤

- 令和四年三月三十日号外第三十一号訓令中……………(人事課) ……八

告 示

青森県告示第二百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---------------|------------------|------------|-------------|--------------|-----------|
| 指定障害福祉サービス事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービスを行う所 | 指 定 年 月 日 |
| 合同会社 Wake | つがる市稲垣町の二沼崎幾代崎七四 | 就労継続支援B型 | Wake A | つがる市木造桜川二の二五 | 令和四・四・一 |

青森県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 平成十六年六月十八日号外第五十一号規則中……………(自然保護課) ……八
- 令和四年三月三十日号外第三十号病院事業管理規程中……………(病院課) ……九

| | | | | | |
|--------------|----------------|-------------|-----------------------|----------------|---------|
| 合同会社 咲花一菜 | 三沢市古間木二丁目一九九の一 | 就労継続支援A型 | 障がい者就労継続支援AB型事業所 咲花一菜 | 三沢市古間木二丁目一九九の一 | 令和四・四・一 |
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 障害福祉サービス事業所 | 所在地 | 廃止年月日 |
| 指定障害福祉サービス業者 | | | | | |

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
青森県庁舎で使用する電気の供給
契約電力 千八百キロワット
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部財産管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年二月七日
- 五 落札者の名称及び住所

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目一の一の二

六 落札金額

一億二千六百六十二万六千二百円

七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和三年十二月二十七日

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース下長店
八戸市下長四丁目の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦
- 三 八戸市の意見の概要
 - 1 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物等の増築（増築後の建築物が建築面積一、〇〇〇平方メートル超又は高さ一〇メートル超の場合））を行おうとするときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三〇日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。
 - 2 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲

内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 弘前市の意見の概要

騒音予測の面において、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられるが、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐた

めの最大限の配慮をすること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 八戸市の意見の概要

1 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物等の増築（増築後の建築物が建築面積一、〇〇〇平方メートル超又は高さ一〇メートル超の場合））を行おうとするときは、景観計画の行為の

制限への適合に配慮し、行為着手三〇日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。

2 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新井田店

八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 八戸市の意見の概要

1 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物等の増築（増築後の建築物が建築面積一、〇〇〇平方メートル超又は高さ一〇メートル超の場合））を行おうとするときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三〇日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。

2 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース湊高台店

八戸市湊高台七丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

三 八戸市の意見の概要

1 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築行為等（建築物等の増築（増築後の建築物が建築面積一、〇〇〇平方メートル超又は高さ一〇メートル超の場合））を行おうとするときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三〇日前までに景観計画区域内行為届出書を提出すること。

2 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例の規定の範囲内とし、条例で定めるところによる許可を受けること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦建彦

三 青森市の意見の概要

1 等価騒音レベルの予測結果において、基準値を超過している発生源があるため、基準を厳守するよう防音対策について検討すること。また、騒音に関する苦情があつた場合には誠実に対応し、解決に努めること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める保管基準及び処理委託を遵守し、適正に処理を行うこと。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第六十五条第一項の規定により定めた第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第三十八条第一項において準用する同法第三十七条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3 | <p>十和田市東一番町七の五、七の一、七の一五、七の二〇、七の三五、七の六九、七の二〇〇の一部、七の三二七、七の三二八、七の三二九、九の二、九の二〇、九の二五三、九の二五四、九の二五九、九の二六〇、七の一一及び九の二五三に接する水路の一部</p> | 2 | <p>十和田市稲生町一九の五、一九の一、一九の一二、二〇の一、二〇の九、二〇の一一、二〇の一二、二〇の二三、二〇の三四、二〇の四五、二〇の五六、二〇の六七、二〇の七八、二〇の八九、二〇の九九、二〇の一一〇、二〇の一二〇、二〇の一三〇、二〇の一四〇、二〇の一五〇、二〇の一六〇、二〇の一七〇、二〇の一八〇、二〇の一九〇、二〇の二〇〇、二〇の二一〇、二〇の二二〇、二〇の二三〇、二〇の二四〇、二〇の二五〇、二〇の二六〇、二〇の二七〇、二〇の二八〇、二〇の二九〇、二〇の三〇〇</p> | 1 | <p>十和田市稲生町一四二の四、一四三の一、一四三の三、一四三の四、一四四の一、一四五の一、一四五の二、一四六の一、一四六の五、一四六の六、一四六の七、一四七の五、一四七の一五、一四七の一八、一四七の一九、一四七の二〇、一四七の二一、一四七の二三、一四七の二四、一四七の二六、一四七の三五、一四七の四九、一四七の五〇、一四七の五五</p> |
| 3 | <p>変更なし</p> | 2 | <p>十和田市稲生町一九の五、一九の一、二〇の一、二〇の九、二〇の一四、二〇の二三、二〇の二四、二〇の三、二〇の四、二〇の五、二〇の二二、二〇の二五</p> | 1 | <p>十和田市稲生町一四二の四、一四三の一、一四三の三、一四三の四、一四七の五、一四七の一五、一四七の一八、一四七の二一、一四七の二〇、一四七の二二、一四七の二三、一四七の二四、一四七の二六、一四七の三五、一四七の四九、一四七の五〇、一四七の五五</p> |

出先機関

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年四月八日

上北地域県民局長 石橋 豊

| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|-----------|----------|--------------|
| 十和田市西一番町四の一 | 三〇・八〇メートル | 六・〇〇メートル | 令和 四・三・二 |
| 十和田市西一番町四の九 | 二六・〇〇メートル | 六・〇〇メートル | |

教育委員会

文化財調査用X線透過撮影装置売買契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和四年四月八日

青森県埋蔵文化財調査センター所長 和田 和 男

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品の購入

文化財調査用X線透過撮影装置 一式

2 物品に要求する性能等は、入札説明書及び仕様書による。

二 納入期間

契約締結の日から令和五年三月二十七日まで

三 納入場所

青森県埋蔵文化財調査センター 本館三階 X線室

青森市新城市天田内一五二の一五

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和四年二月十四日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、開札の日までに物品の購入の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の日までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年四月二十八日まで青森県埋蔵文化財調査センターに提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合にはこれに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新城市天田内一五二の一五

青森県埋蔵文化財調査センター総務グループ

電話 ○一七―七八―五七〇一

4 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新城市天田内一五二の一五

青森県埋蔵文化財調査センター総務グループ

電話 ○一七―七八―五七〇一

2 郵送により入札する場合の入札書の提出期限

令和四年五月十八日 午前十一時

3 入開札の場所及び日時

青森市新城市天田内一五二の一五

青森県埋蔵文化財調査センター新館一階多目的室

令和四年五月十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札者決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

購入物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は、入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

I Nature and quantity of the products to be purchased:
One (1) X-ray Inspection System
For Cultural Property

2 Time limit for tender:
11:00 a.m. May 18, 2022

3 Contact point for the notice:
Aomori Prefectural Archaeological Artifacts
Research Center
152-15 Amadanai Shinjo
Aomori City, Aomori 038-0042
JAPAN
TEL: 017-7888-5701

正 誤

人 事 課

| | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|----------|--------|-------------|----------------|----|
| 発行年月日 令和四・三・三〇 号外第三二号 | 区分 訓令甲 | 番号 第七号 | ページ 一 | 段 下 | 行 後ろから一一 | 誤 | 正 |
| | | | | | | 「知事の」を「知事に」に改め | 改め |

自然保護課

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|----------|------------|----------|--------|------------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 発行年月日 平成六・六・一八 号外第五二号 | 区分 規則 | 番号 第四九号 | ページ 三 | 段 下 | 行 第十五号 様式中 | 誤 | | 正 | | | | |
| | | | | | | 空 (圧縮ガスを使用するも のを含む。) | 統 第 | 号 号 | 年 年 | 月 月 | 日 日 | 交付 交付 |
| | | | | | | 空 (圧縮ガスを使用するも のを含む。) | 統 第 | 号 号 | 年 年 | 月 月 | 日 日 | 交付 交付 |

| | |
|---|-------------|
| 令和四・三〇号 号外第三〇号 | 発行年月日 番号 |
| 病院事業 管理規程 | 区 分 |
| 第四号 | 番 号 |
| 二 | ペ ー ジ |
| 下 | 段 |
| 九 | 行 |
| に改める。 | 誤 |
| に、 「中央病院看護企画監 つくしが丘病院運営室長」 を「中央病院看護企画監」に改める。 | 正 |

病院局総務課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円